

府政防第 972 号
消防災第 100 号
令和 7 年 6 月 20 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の策定について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況を把握するため、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について（照会）」（令和 7 年 4 月 3 日付け府政防第 650 号、消防災第 55 号）において報告を依頼し、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」（以下「調査結果」という。）を取りまとめました。

各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、名簿情報の提供・活用、個別避難計画の策定が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難行動要支援者名簿関係

（1）避難行動要支援者名簿の更新について

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、市町村においては、定期的に実態を把握するとともに、名簿情報を最新の状態に保つため、名簿の更新サイクルの見直しや、更新に向けた手続きの改善に係る検討に取り組むこと。

（2）平常時からの名簿情報の提供・活用の推進について

名簿情報は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に基づき、災害の発生に備え、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供するものとされている。このため、平常時から名簿情報を外部提供していない市町村（調査結果では 88 団体）においては、地域の実情に応じ、外部提供への本人同意の取得や本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となる条例の制定を検討し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供を進めること。この点、個別避難計画についても併せて対応すること。

2. 個別避難計画関係

（1）未作成の市町村における対応について

現時点において個別避難計画未作成の市町村は、本年度中に作成できる避難行動要支援者と時期を特定し、ただちに取組を進めること。

(2) 作成している市町村における対応について

①自己点検

各市町村が作成している各種計画※等で定めた取組内容や目標値、また、取組の現況を踏まえ、チェックシート（別添1）などを活用して定期的に個別避難計画に係る取組の内容や進捗状況について自己点検すること。

※各種計画：総合計画、基本計画、実施計画、年次計画、強制化地域計画、地域防災計画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る全体計画、地域福祉計画、老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）、障害者計画、障害福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、部局の目標やマネジメントシートなど

②取組を広げることに困難を抱えている市町村の対応

前回調査から今回調査までの期間中に作成した避難行動要支援者の人数が0人等、僅少である市町村は、避難行動要支援者に対して個別避難計画作成の同意に関する連絡を実施し、同意を得た避難行動要支援者については、ただちに個別避難計画を作成すること。

③避難支援等実施体制の強化

個別避難計画を作成した避難行動要支援者の人数が一定数いる市町村においては、避難情報の伝達や安否の確認など避難支援等が確実に実施される体制や、実施結果が記録できる体制の強化を図ること。

(3) 未作成の市町村と作成している市町村に共通する事項

①避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の動機付け

避難行動要支援者に対し、個別避難計画に関して、各避難行動要支援者に対して個別に最初の連絡をする際には、自宅の災害リスクや最寄りの避難所を伝えるなど、災害を自分ごととして捉えて、避難について考える手がかりとなることに役立つ情報を当該連絡の中で付言等して、避難に前向きになってもらうことにつなげること。

②本人・地域記入の個別避難計画

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者名簿に記載等されている者に個別避難計画が作成されるよう、必要に応じて家族等の助けを得て本人が記入すること（いわゆるセルフプラン的なもの）などに取り組むこと。

この場合、本人・地域記入を作成に向けた1次的なスクリーニングとして、作成が進まない場合に市町村が主体となり作成するという段階的な取組となるが、全く問題ない。

③避難訓練を実施する際の留意事項

避難訓練は、個別避難計画を作成した後に実効性の確保を図ることを目的に実施するほか、避難訓練を踏まえて計画を作成する手法もあることに留意すること。

避難先に移動すること（経路を確認すること）など避難訓練の内容を絞ることや、名称を親しみやすいものとし、地域の関係者と一緒に楽しみながら避難行動を確認できる「ひなんさんぽ」などの手法があることに留意すること。

なお、要配慮者（避難行動要支援者）に関する避難訓練については、総合防災訓練大綱※において、言及があるので参照して実施すること。

※総合防災訓練大綱：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/sougou.html>

④市町村に対する支援

内閣府においては各都道府県の区域を担当する地域防災力強化担当職員を新たに配置しており、加えて、都道府県や市町村が主催する担当者会議、説明会、研修等において、個別避難計画に関して説明することとしているので、隨時担当まで相談すること。

都道府県においては、災害対策基本法第4条第1項の規定の趣旨を踏まえ、個別避難計画の作成に取り組む市町村を支援すること。その際、別添2を手引きとして取り組まれたい。市町村に対する支援にあたり、都道府県においては、2.（1）及び2.（2）②に係る市町村に関しては作成の進捗状況を対面等で確認し、必要に応じて助言等を行い、市町村の取組を支援すること。

なお、2.（1）に係る市町村に関しては、定期的に進捗状況を確認すること。特に、作成予定人数が少ない場合や作成予定期が年度後半である場合には、丁寧な確認に努められたい。

（4）避難行動要支援者名簿と個別避難計画について

① 個別避難計画の策定と避難行動要支援者名簿への記載等

個別避難計画を策定する場合、避難行動要支援者名簿に記載又は記録されていることが前提となるため、個別避難計画の策定が必要な者が避難行動要支援者名簿に記載又は記録することが可能となっていることを確認すること。その際、

- ・難病患者、小児慢性特定疾病患者、医療的ケア児者
- ・聴覚や視覚に障害がある身体障害者
- ・身体障害者補助犬を同伴する身体障害者
- ・インスリン製剤など使用を中断すると生命に危険が及ぶ薬剤を必要とする者

が避難行動要支援者名簿に記載又は記録する避難行動要支援者にあたり得るものであることに留意すること。

② 個別避難計画に係る業務の効率化

今後、個別避難計画策定の取組を進めた場合、個別避難計画を策定する件数が増加するとともに、更新も必要となることから、避難行動要支援者に係る事務の増大が見込まれる。このため、内閣府において開発したクラウド型被災者支援システム※や民間事業者等が開発したシステムの活用その他の業務の効率化について検討すること。

＜問合せ先＞

個別避難計画の調査に関するご質問：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 藤田参事官補佐、平賀主査、田中事務官
TEL：03-3501-5191 FAX：03-3502-6034 E-mail：y-hinan.k4n@cao.go.jp

避難行動要支援者名簿の調査に関するご質問：消防庁国民保護・防災部防災課 鵜飼課長補佐、田崎係長、田道事務官
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535 E-mail：bousaichousei@soumu.go.jp

(参考資料)

1. 個別避難計画策定に向けた支援策等

(1) 個別避難計画作成モデル事業

令和7年度の個別避難計画作成モデル事業では、都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県における市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し、普及を図ることとしており、19都道府県を採択したところである。得られた成果については、今年度中に複数回開催することとしている「都道府県個別避難計画推進会議」などの場を通じて、年度中、実施段階から、逐次、成果の共有を図る予定である。

また、内閣府防災情報のページにモデル事業のページを設けていることから、他の団体事例を参考されたいときは活用されたい。また、令和3年度から令和6年度の成果発表会の資料や動画、報告書なども掲載しているため、参照されたい。

令和3年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r3modeljigyo.html>

令和4年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r4modeljigyo.html>

令和5年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r5modeljigyo.html>

令和6年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r6modeljigyo.html>

(2) 手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」(令和6年11月追補)

個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、策定する手順がよくわからないという声をよくお聞きするところ、このため、個別避難計画の策定に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、策定手順を整理したものを、取組の参考として、お示ししている。

PDF版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/241128_hinan.pdf

PPT版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/241128_hinan.pptx

(3) クラウド型被災者支援システム

個別避難計画は定期的な更新も必要であり、限られた体制で効率的に策定を進め、災害時に迅速に活用するにはシステムの活用が考えられる。

令和3年度に内閣府が開発を行い、令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始した「クラウド型被災者支援システム」は、平時においては、各市町村における既存の避難行動要支援者名簿をシステムに取り込み、住民基本台帳等も活用して効率的に個別避難計画の策定や更新ができるシステムである。

また、発災時は住民基本台帳も活用して避難者名簿を効率的に作成でき、個別避難計画を参考することで、個別の被災者の状況を踏まえた被災者支援をスムーズに行うことが可能である。

このように本システムは、市町村の事務負担を軽減し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定や更新を効率的に行い、発災時の被災者支援にスムーズにつながるものである。

本システムの概要や導入経費については、内閣府防災担当のウェブサイトを通じて情報提供をしているほか、内閣府主催で説明会を開催し、活用の検討をお願いしている。

・「クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る緊急防災・減災事業債の活用について」(令和3年12月14日付け事務連絡)

・「クラウド型被災者支援システム導入に係るデジタル田園都市国家構想交付金活用のご案内(依頼)」

- (令和4年12月6日付け事務連絡) (都道府県向け)
- ・「クラウド型被災者支援システム導入に係るデジタル田園都市国家構想交付金活用の御案内(通知)」
(令和4年12月6日付け事務連絡) (市町村向け)
- ※資料や動画を掲載 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

(4) 財政措置

普通交付税

「令和6年度消防庁補正予算、令和7年度消防庁予算案及び令和7年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について」(令和7年1月31日付け消防庁総務課事務連絡)で周知しているとおり、市町村における個別避難計画の策定経費について、普通交付税措置を講じている。

(5) 防災分野における個人情報に関する取扱い指針

自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無く、個人情報の取扱いを明確なものとするため、自治体へのアンケート調査やヒアリングを基に個人情報の取扱いの判断に迷う事例について取りまとめ、それぞれの事例において、個人情報保護法等の解釈に基づき、自治体が留意すべき内容を整理することで、個人情報の取扱いを判断する際に参照できる指針として令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が作成された。

令和6年3月には、本指針の一層の活用が図られるよう災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供、また、平常時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供などに関する研修動画が制作された。

この指針、概要資料、研修動画などについては、内閣府防災情報のページ等を通じて広く関係者に提供されていることから参照されたい。 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/kojinjyouho/shishin.html>

2. 個別避難計画が実行された例(「市町村のための水害対応の手引き」(令和6年5月内閣府)から抜粋) (高知県黒潮町の事例)

高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。令和4年9月に台風第14号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、みんなで情報を共有して話し合って一緒に個別避難計画を作成したことが、地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を支援してくださる方を見いだすことにもつながった。さらに、個別避難計画の作成に本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、実効的な個別避難計画を作成できた。

【令和4年台風第14号(令和4年9月18日)】(黒潮町 20代 男性 町役場職員)

(佐賀県武雄市の事例)

令和2年9月に台風第10号が大型で非常に強い勢力で接近しました。台風により停電がおきると人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を必要としている医療的ケア児にとっては、いのちに直結する事態になる可能性がありました。

でも、武雄市では医療的ケア児の個別避難計画を作成し、ちょうど1週間前に避難訓練を実施したばかりのタイミングであったことから、ちゃんと避難がきました。

保護者の方からは、「訓練から1週間で本番が来るなんて！訓練をしていてよかったです」との声をいただきました。

このほか、個別避難計画どおりに避難できるか不安があった、実際に避難訓練してみてわかったことがある、毎年実施してほしい、家族の状況も変わるなかで関係者に毎年状況を知ってもらえる安心感が大きいなど、避難訓練の有効性や必要性についての声をいただいています。

【令和2年台風第10号（令和2年9月）】（佐賀県武雄市 50代 女性 市役所職員）